

事務連絡
令和2年8月28日

各福祉事務所長 様
各福祉保健所長 様

高知県地域福祉部福祉指導課長

冷房器具の設置にかかる家具什器費の取扱い等について

生活保護行政の推進につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

近年の熱中症による健康被害を踏まえ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会福祉局長通知)が平成30年6月27日付け改正により家具什器費の対象に冷房器具が追加され、特別な事情のある者に対して適用できることとされています。

また、特別な事情のない生活保護受給者については、毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具の購入費用を賄うこととなりますが、必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けの利用ができることとなっており、利用に当たっては、冷房器具の購入のための貸付資金は収入として扱わない取扱いが可能となっています。

今年は、平年より暑い日が続いており、熱中症による健康被害も引き続き危惧されることから、各実施機関におかれましては、日頃のケースワークにおいて冷房器具の購入の意向を確認した時には、必要に応じて利用可能な制度の活用支援を行うなど、真に必要な者が冷房器具を購入できるよう、特段の配慮をよろしくお願いします。

高知県地域福祉部福祉指導課
生活保護担当 森本、山戸
電話088(823)9624

別添

事務連絡
平成 31 年 4 月 1 日都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

今夏に向けた家具什器費の取扱いに係るケースワークの留意点について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護制度においては、日常生活に必要な生活用品は保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしていますが、保護の開始時に家具什器の持ち合わせがない場合や、災害にあい地方自治体の救護等をもってしては災害により失った家具什器を賄うことができない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助費として家具什器費の支給を認めています。

近年、熱中症による健康被害があることを踏まえ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)を平成 30 年 6 月 27 日に改正して、家具什器費の対象に冷房器具を加え、平成 30 年 4 月に遡って、特別な事情がある者に対して適用できることとしたところです。実施機関の担当者がこの取扱いを承知していない旨の指摘があることから、今夏に向けて、改めて、改正内容について管内実施機関に対する周知徹底をお願いします。

また、特別な事情がない生活保護受給者については、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の生活用品の購入費用を賄うこととなりますが、その上で、日頃のケースワークにおいて、冷房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付を受ける手続を支援するなど、真に必要な者が冷房器具等を購入できるよう、特段の御配慮をよろしくお願いします。なお、生活福祉資金の貸付を受けた場合は、その後の償還の場面においても、家計管理の助言指導について適切な対応をお願いします。

あわせて、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることはないよう、特段の御配慮をよろしくお願いします。

<参考>

・生活福祉資金貸付制度について

生活保護受給者が冷房器具等を購入するにあたっては、生活福祉資金の貸付対象となります。

※貸付を受けられるかどうかは、社会福祉協議会の審査結果によります。

・貸付を受けた場合の生活保護制度上の取扱いについて

局長通知第8の2の(3)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の61のとおり、冷房器具の購入のための貸付資金は収入として認定しない取扱いが可能です。

なお、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法(昭和25年法律第144号)第37条の2及び生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)第3条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討して下さい。